

~第3次京田辺市行政改革大綱~

新 京 田 辺 市 行 政 改 革 大 綱

平成17年12月
京 田 辺 市

「新京田辺市行政改革大綱」の策定にあたって

少子高齢化・情報化社会の一層の進展、広範な分野の構造改革、市民の価値観の多様化など、大きく社会経済情勢が変化を見せる中で、市民の行政サービスへのニーズもまたそれに伴い複雑・多様化、高度化してきています。加えて、現在、国・地方にわたる税財政システムの構造転換を図る三位一体改革が進められ、地方公共団体においては、真の分権型社会の実現に向け、自己決定と自己責任に基づく行政運営と市民との協働を進めるための新たな仕組みづくりが求められています。

また、いわゆる「右肩上がり」の時代においては、その財政基盤を背景に、国も地方も「大きな政府」を構築する中で、市民ニーズに応えるサービスの提供が図られてきました。しかしながら、経済の長期的低迷により「大きな政府」を支える財政基盤が失われていく状況の中、将来にわたって市民ニーズに応える質の高い行政サービスを提供していくためには、従来型の行政の運営手法を根本から見直さなければなりません。

こうした抜本的な改革の必要性が迫られる中、本市においては、新たなまちづくりビジョンとして第3次京田辺市総合計画の策定を進めてきました。この計画に示される諸施策を着実に進めていくためには、今後の社会経済情勢を見据えた自律的な行政運営が一層求められるところであります。このことから、都市経営の視点に立ち、限られた財源や社会資源を有効に活用しながら、成果を重視した「選択と集中」を行う効率的な行政運営の確立に向けた新たな取り組みを進めていかなければなりません。

この新たな取り組みを進めていくための指針として、この度「新京田辺市行政改革大綱」を策定しました。今後、この「大綱」のもと、総合計画に掲げる本市の将来像であります「緑豊かで健康な文化田園都市」の実現に向け、改革に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を願いいたします。

平成17年12月27日

京田辺市長 久 村 哲

目 次

第1 行政改革の必要性

1 これまでの行政改革の取り組み	1
2 本市を取り巻く環境の変化	1
3 新たな行政改革の必要性	4

第2 目指すべき新たな行政運営の仕組み

1 第3次京田辺市総合計画の推進	5
2 実効性を確保するための仕組みづくり	5
3 新たな行政運営の考え方	5

第3 行政改革に向けた基本的視点

1 市民、民間と行政との新たな関係の形成	6
2 経営システム構築に向けた構造改革	6
(1) トップマネジメント機能の強化	
(2) 行政評価の導入	
(3) 各部局の自主性・自律性の向上	
(4) 弾力性のある組織	
(5) 職員の意識改革と人材育成	
3 財政健全化への改革	8
(1) 財源確保	
(2) 予算システムの改革	
(3) 効率化と適正化	

第4 行政改革大綱の枠組み

9

第5 改革への取り組み

1 市民と行政とのパートナーシップの構築	10
(1) 市民参画促進、支援のための仕組みづくり	
(2) 広報・広聴機能の充実	
(3) 積極的な情報公開	

2 より質の高い行政サービスの提供	10
(1) 窓口サービスの向上	
(2) 電子自治体の推進	
(3) サービスの公平性の確保、受益者負担の見直し	
3 効率的な行財政運営	11
(1) 新たな都市経営の仕組みづくり	
(2) 簡素で応答性の高い柔軟な組織	
(3) 民間委託の推進	
(4) 財政の健全化	
(5) 事務・事業の効率化、適正化	
(6) 補助金等の適正化	
(7) 職員定数・給与等の適正化	
(8) 職員の能力向上と意識改革	

第6 改革の進め方

1 実行計画	14
2 改革の推進体制	14

参考資料 - 用語の説明	15
--------------------	----

第1 行政改革の必要性

1 これまでの行政改革の取り組み

本市においては、行政改革が不断の改革であると位置付け、昭和60年に第1次の「田辺町（京田辺市）行政改革大綱」を策定し、職員給与制度の改革をはじめ事務の簡素化・合理化とともに事務処理の電算化を進めてきました。

また、バブル以後の経済情勢、少子高齢化、情報化、国際化の進展等による行政課題の変化、地方分権の流れによる行政の枠組みの変化とともに、平成9年の市制施行に向けた対応も含め、平成8年には新たな行財政システム構築に向けた改革の指針として「第2次田辺町（京田辺市）行政改革大綱」を策定し、簡素で効率的な行政の実現を目指し、時代に即応した組織・機構、情報化の推進による行政サービスの向上など行政全般にわたる改革に取り組んできました。

2 本市を取り巻く環境の変化

少子高齢化・情報化社会の進展、低迷を続ける経済情勢や市民の生活様式の多様化など、大きくその社会情勢が変化を見せる中で、市民の公共サービスへのニーズもまたそれに伴い複雑・多様化、高度化し、その範囲についても拡大してきています。

また、こうしたニーズの変化に伴って、市民やNPO（民間非営利組織）ボランティア団体、地域組織などの新たな公共サービスの担い手も含めた民間の活動領域が拡がりつつあり、この新たな公共空間をより豊かなものとしていくことが、今後の都市経営において非常に重要となってきています。

さらに、地方分権へのより一層の流れは、真の地方自治確立に向け、地方自治体の自己決定と自己責任に基づく行政運営と市民との協働を進めるための仕組みづくりを求めています。平成12年のいわゆる地方分権推進一括法、また、平成13年から毎年の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」、それに基づくいわゆる「三位一体の改革」の推進、構造改革特区や地域再生など、いずれをとっても、国の関与の縮減をもとに新たな国と地方とのあり方が示される中で、地方自治体には、分権時代にふさわしい、簡素で効率的な行財政システムを確立することが求められています。

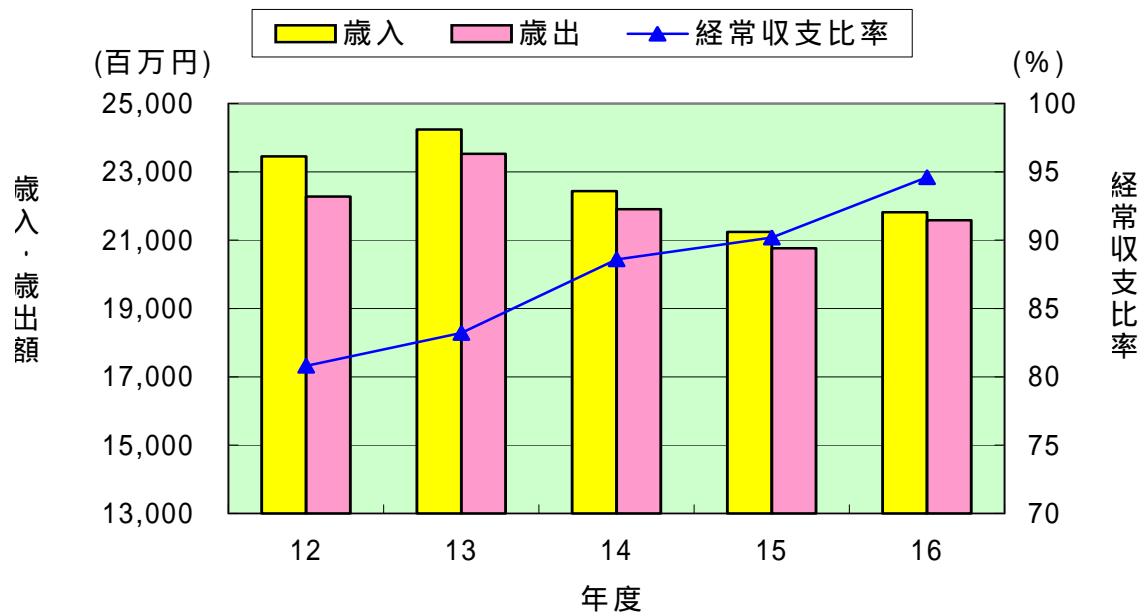
バブル崩壊後、10年以上を経過する中で、経済の長期的低迷による税収の激減は、地方自治体の財政基盤に著しい打撃を与え続けています。本市においても、地域経済の低迷による市税等の歳入の伸び悩みと、歳出における扶助費、公債費等義務的経費の増加により、平成16年度における経常収支比率が94.6%（平成12年度は80.8%）となり、いわゆる財政の硬直化は著しく、その財政状況は深

刻の度合いを一層強めています。また、急増する人口に対応するため、都市基盤の整備や公共施設等の整備の積極的な推進にあたって、多額の地方債の発行や各種積立金の取崩しによりその財源を捻出してきたことから、市の貯金にあたる積立金残高は72億7千万円（平成12年度は84億5千万円）に減少し、市の借金にあたる地方債残高は223億8千万円（平成12年度は162億5千万円）に達するなど、市の財政状況は極めて厳しい状況にあります。

京田辺市の財政状況

(単位：百万円)

科 目	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
歳入決算額	23,456	24,239	22,437	21,240	21,813
歳出決算額	22,282	23,526	21,912	20,763	21,584
経常収支比率 (%)	80.8	83.2	88.6	90.2	94.6
積立金残高	8,451	8,353	7,967	7,625	7,270
市民1人あたり(千円)	150	147	138	131	122
地方債残高	16,258	18,128	19,969	21,103	22,381
市民1人あたり(千円)	289	319	347	363	376
職員数 (人)	550	545	563	571	580



現在、三位一体の改革として地方税財政制度の大幅な見直しが進められており、さらに本市の場合、他都市と異なり、今後も人口の増加傾向や都市化の進展が予測される中、それに伴う、生活環境基盤等の整備に要する経費や扶助費等の義務的経費についても、さらなる増加が見込まれる等、かつて経験したことのない厳しい状況になりつつあり、財政の健全化は緊急的課題となっています。

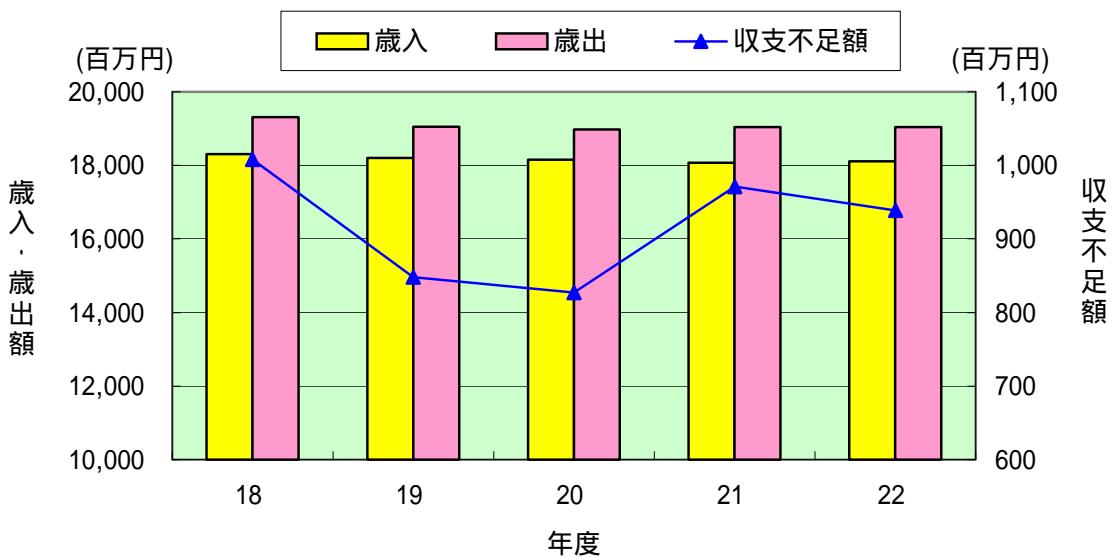
今後の財政収支見通しの試算においては、毎年度、財源不足が予想され、平成22年度における累積赤字は45億9千万円が見込まれています。この危機的な財政状況において、財政の健全化を図り、行財政運営を持続可能なものにしていくため、歳入・歳出両面からの財政構造改革を断行していかなければなりません。そのためには、積極的な財源確保に取り組むとともに、公的部門の無駄を無くし、徹底した歳出削減や予算配分の重点化・合理化を実現し、聖域なき歳出の改革を図ることが不可欠です。

今後5年間の京田辺市の財政収支見通し

(単位：百万円)

科 目		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
歳 入	市税	8,530	8,627	8,661	8,581	8,622
	交付税・譲与税・交付金	4,173	4,169	4,166	4,163	4,161
	国庫・府支出金	2,805	2,749	2,725	2,725	2,725
	地方債	1,211	1,099	1,050	1,050	1,050
	その他	1,581	1,559	1,549	1,549	1,549
	歳入合計	18,300	18,203	18,151	18,068	18,107
歳 出	人件費	5,229	5,196	5,143	5,077	5,006
	扶助費	2,659	2,686	2,713	2,740	2,767
	公債費	2,691	2,615	2,615	2,663	2,662
	普通建設事業費	2,822	2,597	2,500	2,500	2,500
	その他	5,907	5,957	6,007	6,059	6,111
	歳出合計	19,308	19,051	18,978	19,039	19,046
差し引き(収支)		1,008	848	827	971	939
累 積 赤 字		1,008	1,856	2,683	3,654	4,593

(注) この財政収支見通しは、現行制度(平成17年4月現在)のもと、普通建設事業費の執行額を平成20年度以降年間25億円と仮定し、試算したものです。



3 新たな行政改革の必要性

いわゆる「右肩上がり」の時代においては、その財政基盤を背景に、国も地方も「大きな政府」を構築する中で、市民ニーズに応えるサービスの提供が図られてきました。しかしながら、多くの行政分野でそのナショナル・ミニマムの目標水準が達成されてきたことにより、行政サービスへのニーズは多種多様となり、統一性と公平性に関する全国画一の価値基準の押しつけは、いまや時代錯誤となっています。

「大きな政府」を支える財政基盤が失われていく状況の中、新たなまちづくりのビジョンに基づく行政サービスを、将来的にもその質を維持しながら、限られた資源を前提に、いかに効率的に提供していくのかを考えたとき、これまでのような行政改革だけではとうてい機能していません。

ナショナル・ミニマムを超える行政サービスについて、地域住民のニーズを反映しながら、その応分の役割分担を含めた地域住民の自主的な選択に委ねられるべきものとして、それぞれの自治体において自己決定していくためには、これまでのような、国依存、前例踏襲型の行政運営の方法を根本から見直さなければなりません。

こうした、抜本的な自治体改革の必要性が迫られる中、本市の新たなまちづくりへのビジョンが示されようとするこのときを機として、新たな行政運営の仕組みづくりに向けた取り組みを進めていかなければなりません。

第2 目指すべき新たな行政運営の仕組み

1 第3次京田辺市総合計画の推進

本市における市政運営の将来ビジョンは、総合計画としてその目指す都市像に向けた施策の方向性を示しています。第3次京田辺市総合計画に示される諸施策を着実に実施し、この目指す都市像を実現していくことが市政に課せられた究極の使命といえます。

2 実効性を確保するための仕組みづくり

地方分権がより加速していく中で、目指す都市像の実現に向け、計画に基づく各施策を着実に実現していくためには、これまでの国・府への依存型、（ともすれば前例踏襲型になりやすい）手続き重視型の行政運営から脱却した、自らが考え、行動し、責任を果たせる（自己決定と自己責任）組織づくりと、施策実現の裏付けとなる健全な財政運営、さらには限られた資源をいかに有効かつ効率的に活用し、説明責任（アカウンタビリティ）を果たしながら、市民の求める質の高いサービスを提供していくかという視点に立った仕事の進め方が必要です。

そしてこれらが連動して機能し得る新たな仕組みづくりを進めなければなりません。

3 新たな行政運営の考え方

近年、新たな行政運営の仕組みづくりを目指し、多くの自治体で行政活動の成果を重視し、その成果を効率的に実現しようとする改革が進められています。

その多くは、1980年代後半以降、行政運営の新しい考え方として世界的な潮流となっている「NPM（ニュー・パブリック・マネジメント）」の考え方を基本とした手法を用いています。国の経済財政諮問会議による「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本指針」いわゆる「骨太の方針2001」においても、新しい行政手法としてNPMが取り上げられ、その考え方を生かした改革の重要性をうたっています。

限られた財源や社会資源をもとに効率的で効果的な行政運営を進めていくためには、こうしたNPMの考え方による「経営」という視点に立った新たな行政財政システムへの転換が必要です。

第3 行政改革に向けた基本的視点

新たな行財政の改革を推進するにあたっては、次の3つの基本的視点を通して、抜本的な改革に取り組みます。

1 市民、民間と行政との新たな関係の形成

地方分権のより一層の進展に伴い、自治体の自己決定と自己責任に基づく行政運営を推進していく中において、市民との協働を進めるための新たな仕組みづくりが求められています。

住民自治の原則を踏まえ、市民主役の視点に立ったまちづくりを進めていく上においては、公共サービスの提供は行政に独占されるべきではなく、市民やNPO（民間非営利組織）民間事業者もその主体として認識していかなければなりません。しかし、単純な「官から民へ」の考え方ではなく、いわゆる「補完性の原理」に基づき、地域に対する役割と責任の再構築によるパートナーシップを創造することが重要であり、「市民、民間と行政との新たな関係」を形成することが必要になってきています。

さらに、市民参画の観点から、行財政運営の透明性の確保はもとより、個人情報保護に配慮した幅広い情報公開とともに広報・広聴のあり方についても見直し、行政と市民との情報共有を推進していかなければなりません。

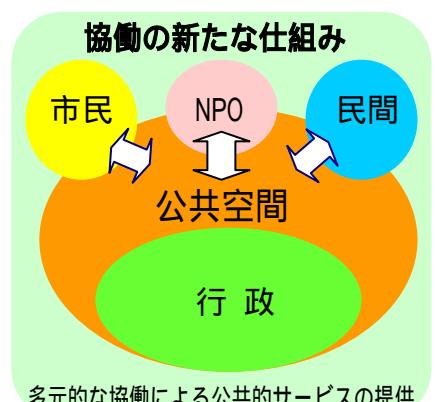
2 経営システム構築に向けた構造改革

限られた資源を効率的に運用・配分して、最大の成果をあげられるようにするためにには、既存組織の整理、再構築や本市の抱える構造的な課題について、様々な側面からの改革を行わなければなりません。

政策・施策レベルでの資源の選択と集中といった市政運営の大きな方向性を決定するトップマネジメントの強化とともに、迅速な意思決定と的確なサービスが責任を持って提供できるよう、各部局のあり方についても見直しが必要です。

(1) トップマネジメント機能の強化

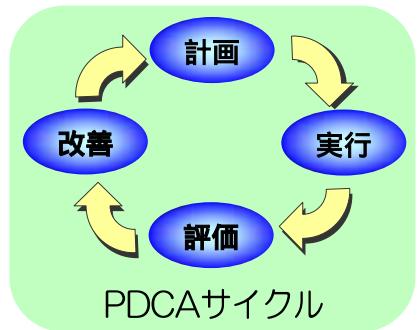
施策の実現に向けた総合的な戦略や資源の配分等について、市長をはじめ理事者そして幹部職員が的確に判断し実施していく仕組みづくりが必要です。



多元的な協働による公共的サービスの提供

(2) 行政評価の導入（成果志向・顧客志向の行政システムへの変革）

地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければなりません。「最大の効果」とは言い換えれば「市民の満足度の最大化」であり、その目標に向け、それぞれの施策がもたらす成果の達成度を管理していく仕組みの一つとして行政評価制度があります。この行政評価におけるP D C Aサイクル（計画(Plan) 実行(Do) 評価(Check) 改善(Action) 計画(Plan)）を導入することにより、いわゆる前例踏襲型からの脱却を図り、常に評価し改善を図るという視点に立ったマネジメントサイクルを確立し、市民本位で成果重視の効率的で質の高いサービスを提供していく基盤づくりを行うことが重要です。



(3) 各部局の自主性・自律性の向上（責任の明確化、意思決定・執行の迅速化）

施策の本質を最も理解し、そのニーズや現状、問題点を一番知っているのは「現場」の当事者です。

総合計画やそれを上位として位置付ける各種計画に示されている各種施策・事務事業を実行に移すにあたって、「誰が、いかなる方法で」やるのかを考えたとき、（当然、市民との協働という視点を含め）各施策等を直接執行する各部局が、自らの使命・役割を明確にし、目的の達成に向けた方法を主体的に示し、その説明責任を果たしながら、実行し、評価・改善を繰り返しへきる仕組みづくりを進めていくことが重要です。

その意味から、トップマネジメント機能の強化による全庁的意思統一を図る中で、各部局の自主性・自律性の向上を図り、その責任の明確化、意思決定・執行の迅速化を進める必要があります。

(4) 弾力性のある組織

ますます複雑・多様化する市民ニーズに応えていくためには、組織間における連携がより重要となってくることから、硬直化しがちな現行の仕組みを見直し、部局によっては、弾力的また機動的な対応が可能な組織、さらには部局間の横断的組織等が必要です。

(5) 職員の意識改革と人材育成

職員一人ひとりが改革の趣旨を理解し、その意識改革に努めなければ真の行政改革は達成し得ません。目指すべき新しい行政財政システムは、社会経済情勢の変化に敏感に反応し、対応し、自らが考え、行動し、常に自己啓発に

努め、改革に進んで取り組む意識の高い職員によって支えられなければなりません。

特に、成果志向の行政経営を進めていくには、既存事業の執行をただ漫然と行う前例踏襲型から脱却し、評価に基づく改善を常に行うマネジメントサイクルを経営の仕組みの一つとして確立していくなかで、職員の意識改革を図っていくことが重要です。

こうした人材の育成を計画的に進めていくために基本方針等を作成し、そのるべき方向性を示していくことが必要です。

3 財政健全化への改革

危機的な財政状況を回避し持続可能な財政構造を構築するため、中期的財政見通しを踏まえ、財政の健全化に向けた歳入の確保や歳出の見直しへの具体的対策など、今後の財政運営の指針を示す必要があります。

(1) 財源確保

将来にわたって安定した自主財源を確保していくため、市税等のさらなる収納率の向上や企業立地促進等の税源の涵養など積極的な財源確保に取り組む必要があります。

(2) 予算システムの改革

三位一体改革が進行する中で、将来世代へ過重な負担を残さない持続可能な財政構造を確立するため、単年度会計の思考を離れ、財政見通しなどを踏まえつつ、中期的視点に立った計画的な財政運営を行うことが重要です。

また、各部局が権限・責任・財源を持って施策を積極的に展開していく環境を整えるため、主体的運営を目指した部局枠配分や戦略的施策に対応できる政策枠予算等の新たな予算編成の仕組みを創設する必要があります。

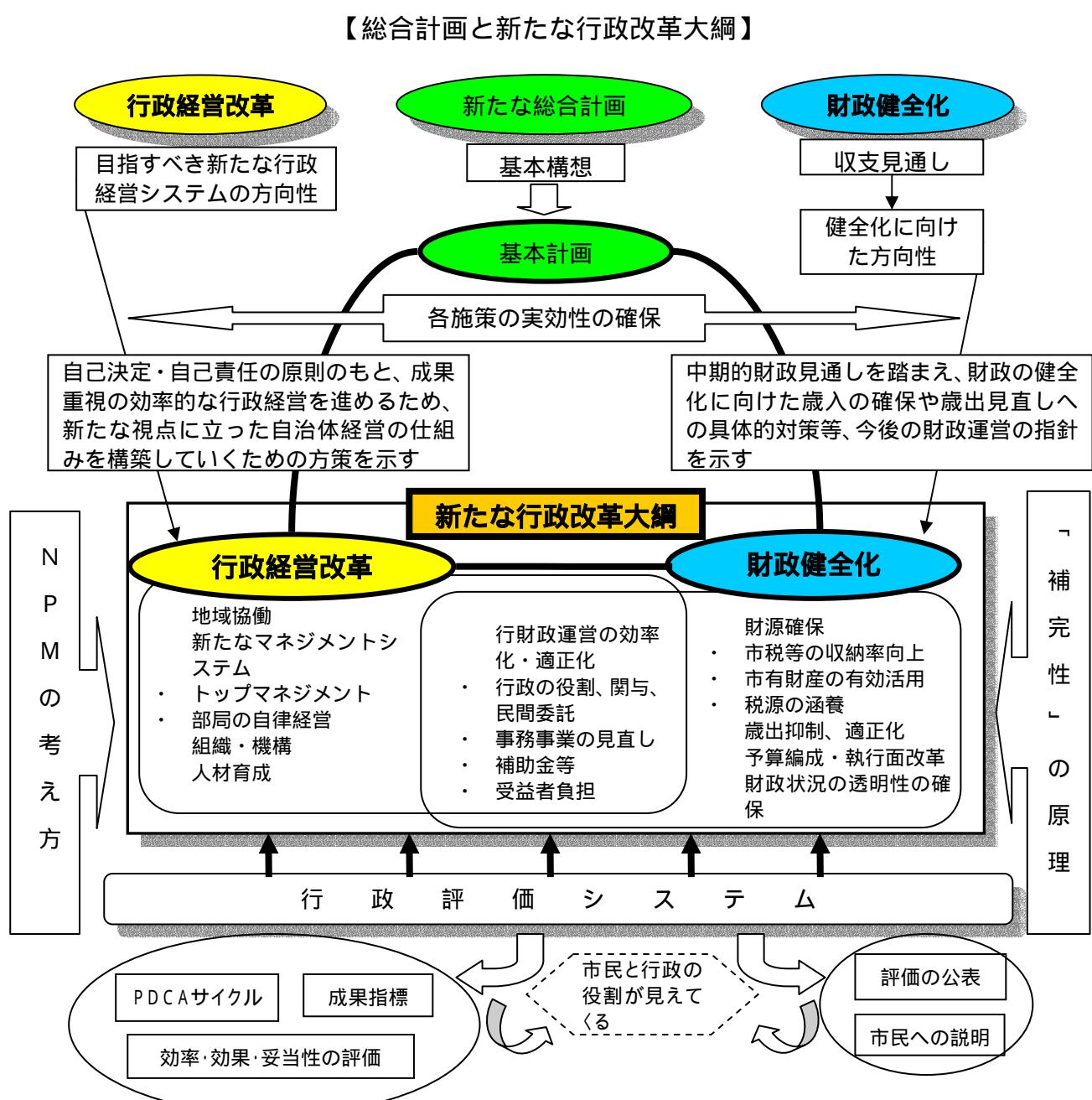
さらに、行政評価や総合計画の実施計画との連携を進め、市民に真に必要な行政分野に限られた財源を集中的に投下していく経営感覚(成果)を重視し、目的を意識(明確化)した施策体系を確立するとともに、行政評価の結果を予算編成に適切に反映させるマネジメントサイクルを構築する必要があります。

(3) 効率化と適正化

市民の視点での施策の選択と集中の徹底による行財政運営の効率化を図るとともに、これまでの公共領域における行政関与の妥当性の検証を行い、行政と市民、民間がその能力と適正に応じた役割を分担し、行政サービスの質の向上に繋がる仕組みを構築する必要があります。また、行政サービスの提供に際しては、公平性を確保するため受益者負担の適正化が重要です。

第4 行政改革大綱の枠組み

行政改革大綱の枠組みは、「総合計画」における各施策の実効性の確保の視点に立った、新たな自治体経営の仕組みの構築に向けた「行政経営改革」と、今後の財政運営の健全化に向けた「財政健全化」を改革の二大目的とします。



第5 改革への取り組み

1 市民と行政とのパートナーシップの構築

(1) 市民参画促進、支援のための仕組みづくり

より一層の市民参画により、自治体の自己決定と自己責任に基づく市民主役のまちづくりを進めていくため、市民と行政のそれぞれの役割と責任を明確にしながら、参画促進のためのルールづくりを進めます。

また、市民ニーズを的確に把握するとともに、パブリックコメント制度をはじめ、市民が行政活動に参画できる多様な仕組みを整えます。

さらに、ボランティア団体、N P O（民間非営利組織）といった市民活動団体や企業など多様な主体の公益活動を促進させる仕組みの構築や市民等のコミュニティ活動を活性化していくような支援策を実施します。

(2) 広報・広聴機能の充実

市民が市政の方向を知り、市民が市政に対して意見を提案できるような問題提起型の広報紙づくりのほか、双方向性のあるI T（情報通信技術）の活用など多様な手法を用いながら、それぞれの目的に沿った積極的かつ効果的な広報活動を行います。

また、広聴についても市民ニーズのより一層の把握とそれらを施策へ反映させる仕組みを整備します。

(3) 積極的な情報公開

市民が必要とする情報を個人情報保護に配慮しつつ、迅速かつ的確に提供していけるよう、インターネット等多様な手法を活用しながら、より積極的な情報公開を進めます。

また、行政情報の公開を進める上で不可欠となる文書管理など、情報公開のための環境整備についても、そのあり方、方法の見直しを行います。

2 より質の高い行政サービスの提供

(1) 窓口サービスの向上

丁寧で適切、また迅速な窓口サービスを実現していくため、サービスの受け手である市民の視点をもって改善に努めるとともに、常に適正な対応ができる体制づくりを進めます。

職員全体の資質の向上による市政への信頼を高めるため、職員の意見やアイデアを活かした全庁的なサービス向上運動に取り組みます。

また、市民からの苦情やトラブルについては、ひとつひとつ検証を行うとともに、市の情報ネットワークを活用し全職員がそれを共有でき改善に繋げる仕組みを構築します。

(2) 電子自治体の推進

市民の利便性の向上、行政の簡素化・効率化、透明性の向上を図っていくため、情報セキュリティの確保にも十分留意しながら、インターネット等を利用した情報提供や各種の申請・届出の受付等、電子市役所の推進による市民サービスの向上を進めます。

その際、インターネット等を利用できない市民や高齢者・障害者等への支援も含め、全ての市民が電子化の成果を享受できる仕組みづくりを推進します。

また、限られた財源の中で、より高い効果をあげるためにもＩＴ（情報通信技術）を活用し、事務処理の高度化、行政内部の効率化を図ることが必要ですが、整備を進める際には、その費用対効果についても十分留意します。

(3) サービスの公平性の確保、受益者負担の見直し

行政サービスの公平性の確保の観点から、今一度、行政の役割、守備範囲を含め、受益と負担のあり方を見直すとともに、その基準づくりや負担額の設定根拠等の明確化を図ります。

3 効率的な行財政運営

(1) 新たな都市経営の仕組みづくり

自己決定・自己責任の原則のもと、成果重視の「経営」という視点に立った行政運営を進めていくために、それぞれの施策の実現に向けた総合的な戦略や資源の配分等の基本的方向性について、トップが的確に判断し実施していく仕組みづくりと、それをサポートする政策形成機能や総合調整機能を重視した組織体制を整備します。

また、トップの方針やそれぞれの施策目的を踏まえながら、各部局における目標と責任の所在を明確にし、効果的で効率的な組織運営ができるよう分権化を進めます。

(2) 簡素で応答性の高い柔軟な組織

組織・機構については、第3次京田辺市総合計画の基本施策の体系を踏まえ、行政サービスの種類にも着目しながら、市民から見てもわかりやすく、利用しやすいものとなるよう再編します。

また、新たな行政課題や複雑・多様化する市民ニーズに迅速に対応できる簡素で応答性の高い柔軟な組織とともに、総合的・機能的な施策の推進を図る

ため、現行の組織にとらわれない横断的な組織の活用を進めます。

(3) 民間委託の推進

行政の役割の重点化を図り、市民サービスの向上やコストの削減など効果的・効率的また機動的な組織体制を構築するため、民間委託・民営化を積極的に推進します。

そのために、まず、基本的な推進方針及び民間委託・民営化の判断基準や行政責任を担保するための基準などのガイドラインを策定します。

また、規制緩和により拡大した民間サービスや市民、N P O(民間非営利組織) ボランティア団体等を新たな行政サービスの担い手として適切に活用するための仕組みづくりなどもあわせて進めます。

さらに、公の施設については、それぞれの施設の利用状況等、現状の検証を踏まえ、その管理のあり方や有効に活用するための方策など、実情に即した最も適正な管理形態となるよう、指定管理者制度の導入も含め、全ての施設で再検討を行い、見直しを進めます。

(4) 財政の健全化

時代の要請に即応する施策を着実に実施できる持続可能な財政構造を構築するため、今後の財政収支見通しを踏まえた財政の健全化を進めます。

そのため、抜本的な歳出構造の変革を図るための聖域を設けることのない歳出全般にわたる抑制対策を進めるとともに、特に、財源の確保にあたっては、市税等の滞納について、市民への公平な負担という観点からも、その収納対策に強力に取り組みます。

また、財政の透明性の向上を図るため、より市民にわかりやすい手法による財政状況の公開を進めるとともに、新たな時代に対応した成果重視の計画的・重点的な予算配分ができる新たな予算システムを導入します。

(5) 事務・事業の効率化、適正化

限られた資源を効率的に運用・配分して最大の効果をあげるため、事業の重点化、事務の共同化、競争性の確保などにより事務事業や公共工事のコスト縮減の徹底を図ります。

そのためには、「成果」重視型の行政運営へと見直し、事業の選択と集中を行うことが必要であることから、行政評価制度の導入による徹底した事務事業の検証を通じて、市民ニーズに迅速かつ的確に対応するための仕組みづくりや行政活動の環境への配慮、継続的な事務改善の組織風土づくり、サービスの受け手である市民の立場に立って問い合わせる視点・意識の醸成などを進めます。

(6) 補助金等の適正化

補助金等の適正化に向け、協働の視点、補完性の原理の視点を踏まえ、分権時代にふさわしい補助金等のあり方について見直しを行うとともに、明確な交付基準の整備を進めるための指針を策定します。その上で、全ての補助金等について、新たな視点での見直しを行い、統廃合など再整理・再構築を進めます。

また、補助金等の使途や会計処理が適正に行われているかを客観的に検証するための仕組みもあわせて構築します。

(7) 職員定数・給与等の適正化

将来の組織を支える職員構造について、行政の役割の範囲、施策の内容やその手法を改めて見直しながら、そのあり方を検討するとともに、適正な職員数を計画的に配置できるよう、定員適正化計画を策定します。

給与等についても職員の能力、職責、業績が適切に反映されたものとなるよう給料表の構造や昇給制度の見直しを行うほか、諸手当等についても総合的な点検と見直しを行うとともに、特に、特殊勤務手当については、業務の特殊性や必要性等を再度検証し、勤務実績を踏まえた支給となるよう見直します。

また、福利厚生制度については、実施状況を明らかにしながら、常に時代に適応し、市民の理解が得られるものとなるよう、点検、見直しを行います。

(8) 職員の能力向上と意識改革

真に市民本位の行政を実現するためには、職員一人ひとりの意識・行動自体を大きく改革することが不可欠であることから、そのための人材育成を支える組織や人事、給与、研修など各制度を総合的に研究するとともに、職務や職種の特性等を踏まえた計画的な研修や能力開発のあり方など、職員の能力向上に向けた人材育成の考え方や基準についての人材育成基本方針を策定します。

また、職員の意識改革を進めるため、職員の士気が向上する職場風土づくりとそれを支える新たな人事制度や研修制度についても整備します。

さらに、職務に積極的に取り組み成果をあげている職員の能力を適正に評価する仕組みづくりを進めます。

第6 改革の進め方

1 実行計画

行政改革を計画的かつ積極的に推進していくとともに、実効性を確保するため、可能な限り目標値等各年度の取組内容を具体的に示した実行計画を定めます。

また、実行計画の計画期間は、大綱に基づく取り組みを集中的に実施していく期間として、平成18年度から平成22年度までの5年間とします。

2 改革の推進体制

行政改革を着実に実施するため、市長を本部長とする「京田辺市行政改革推進本部」を中心とした全庁的な連携のもと、毎年度、その進捗状況や成果を把握しながら効果的な進行管理を行います。また、行政改革の実施には市民の理解と協力が欠かせないことから、その推進状況や成果等について、広報紙やホームページ等で定期的に広く公表し、情報提供を積極的に行います。

N P O(民間非営利組織)(1ページ)

営利を目的とせず、福祉の増進など様々な課題に、市民が自主的・自発的にボランティア活動や社会貢献活動を行う団体

三位一体の改革(1ページ)

国の関与を縮小し、地方の自立性・自主性を高めるために、地方税、交付税、補助金の三者を一体で見直していく国と地方の税財政改革

経常収支比率(2ページ)

経常一般財源(地方税、地方交付税など)が経常的経費(人件費、扶助費など義務的性格の強い経費)にどの程度使用されたかという地方公共団体の財政構造の弾力性を診断する指標(市町村の場合は、おおむね75%~80%程度が適正な水準とされています)

ナショナル・ミニマム(4ページ)

国民生活上、全国で均一に整備する必要がある最低限度の行政水準

N P M(ニュー・パブリック・マネジメント)(5ページ)

民間企業の経営における発想・手法等を可能な限り行政現場に適用することで、行政部門の効率化・活性化を図るという新しい公共経営の手法

パートナーシップ(6ページ)

市民、事業者、行政との対等な協力関係

補完性の原理(6ページ)

身のまわりのことはできるだけ自分たちが行い(自助)、自分たちができないことを地域で補い(共助)、それが不可能な場合には市民団体や民間企業などが行う。それでも困難で公共性が高い場合には、国・地方公共団体等が補完、支援する(公助)という考え方

P D C Aサイクル(7ページ)

計画策定(Plan) 実施(Do) 検証評価(Check) 見直し改善(Action)のマネジメントサイクル